

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和6年11月28日

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 佐 藤 敏 雄

魚 監 第 4 2 号
令和6年11月28日

魚 沼 市 長 内 田 幹 夫 様

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 佐 藤 敏 雄

令和6年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を報告します。

記

1 監査の対象

指定管理施設名：魚沼市響きの森文化会館（魚沼市干溝1848番地1）

指 定 管 理 者：特定非営利活動法人 魚沼交流ネットワーク

所 管 部 署：教育委員会事務局生涯学習課

2 監査の範囲

令和5年度 公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和6年9月27日から11月28日

4 監査の目的

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

5 監査の方法

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係諸帳簿及び関係書類について審査をするとともに、施設に出向き指定管理者等関係者から説明徴取及び現地調査を実施した。

6 施設の概要等

開 設 年：平成8年

構 造：鉄筋コンクリート三階建

延床面積：6, 365.68㎡

施設概要：大ホール、小ホール、リハーサル室、練習室、楽屋、かまくらサロン、会議室、附属設備（舞台機構、音響設備、楽器、映像機器、その他）、野外ステージ、事務室等

利用時間：午前9時から午後10時まで

休 館 日：月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日の場合は、翌日とする。）及び12月28日から翌年の1月4日まで

設置目的：市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図る

業務内容：施設及び設備の維持管理業務、貸館業務、文化芸術事業等

指定期間：平成29年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理委託料：令和5年度 95, 600, 000円

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行についてはおおむね適正に行われているが、指定管理施設口座以外からの一時的な入出金処理が認められたので、改善されるよう指導した。

8 所見

建築から年数が経過しており経年劣化も見受けられる。ついては、多くの人が使用する施設であるため施設管理において必要に応じて所管課と指定管理者で協議を行い、引き続き安全性の確保と健全な管理運営に努められたい。